

さがみ信用金庫「両替カード取扱規定」

1. 利用目的

両替カードは、当金庫が設置する両替機を利用する際に使用してください。ただし、貸与されたカードは、カードの交付を受けた店舗の両替機でのみ利用可能です。

2. 両替カードの発行

両替カードは、当金庫がご利用者に貸与するものです。

3. 利用範囲

- (1) 当金庫が発行した両替カードは、発行店の両替機のみでの利用とさせていただきます。
- (2) 両替機で両替できない金種ならびに機械の故障等により両替機が利用できない場合は、両替カードを窓口へ提示のうえ両替をお申し出ください。
この場合以外の窓口両替は、別途定められた両替手数料をお支払いください。

4. 両替機の操作

- (1) 両替機に両替カードを挿入し、現金を投入のうえ操作してください。
- (2) 一回あたりの両替は、範囲内とします。

5. 契約期間

当初の契約期間は、お申込日から一年間とし、ご利用者または当金庫からの解約の申し出がない限り、この契約は一年間継続されるものとします。
継続後も同様の取り扱いをいたします。

6. 使用料

- (1) 両替機使用料は、別に定める使用料金額により月額使用料を支払うものとし、毎月5日（5日が休業日の場合は翌営業日）に口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引き落としいたします。
- (2) 使用料は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更することがあります。その場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更するものとします。
変更後の使用料は変更日の属する月の翌月引落分から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約の申し出のあった月の使用料までを支払うものとします。

7. 届出事項の変更等

- (1) 氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出

てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到着しなかったときまたはご利用者が到着を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 紛失、毀損

- (1) 両替カードを紛失あるいは毀損した場合は、ただちにその旨を当金庫所定の方法でお届けください。
- (2) 両替カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数料を支払って下さい。

9. 譲渡、転貸、質入れの禁止

両替カードは、他人に譲渡、転貸または質入れすることはできません。

10. 解約等

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替カード解約届」を提出し、両替カードは返却してください。
- (2) 契約期間中の解約の場合の使用料は、解約日の属する月までの使用料を支払うものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでも両替カードの使用停止またはこの契約を解約することができるものとします。この場合は、当金庫から請求があり次第、ただちに両替カードを返却して下さい。
- ① 両替機使用料の未納
 - ② 両替カードの不正使用、改ざん等当金庫が両替カードの使用が不相当と認めた場合
 - ③ ご利用者について相続の開始があったとき
 - ④ ご利用者の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑥ ご利用者がこの規定に違反したとき

11. 規定の変更

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上